

第353回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和4年2月28日（月）午後2時から3時
- 2 場 所 徳島県水産会館
- 3 出席委員 福島 茂，阿利茂昭，豊崎辰輝，三原敏夫，
柏木正弘，平尾義徳，團 昭紀，今治清孝，
福井典代，中村秀美
- 4 欠席委員 岡本 彰，島崎勝弘，濱 竹美，三木真之，
中西 敬
- 5 事務局 杉本事務局長，加藤主査兼係長，木本主事
- 6 県出席者 赤澤係長，吉田主任主事
- 7 議 題
 - (1) するめいかに関する令和4管理年度における徳島県漁獲可能量の設定について
 - (2) くらまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
 - (3) くらまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について
 - (4) 種苗用ぶり稚魚の特別採捕許可に関する処理方針の変更について
 - (5) 宝石さんごの採捕に係る委員会指示について
 - (6) 知事許可漁業の許可方針の改正について
 - (7) 知事許可漁業の申請期間について
 - (8) その他

8 議事進行

局長： 定刻が参りましたので、これより、第353回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議には15名中10名の委員の出席を賜っております。本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は岡本会長が欠席されていますので、徳島海区漁業調整委員会事務規程第4条第3項に基づき、議事進行につきましては会長職務代理の福島委員にお願いします。それでは、よろしく願いいたします。

議長： 改めまして皆さんこんにちは。委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日もよろしく願いします。

それではただ今から第353回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、今治委員さんと福井委員さんをお願いしたいと存じます。よろしく願いします。

それでは議事に入ります。

議題1は「するめいかに関する令和4管理年度における徳島県漁獲可能量の設定について」でございます。

それでは県より説明をお願いします。

水産振興課： 資料1により説明。

議長： 説明は以上のとおりですが本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案のとおり答申することといたします。

次に議題2に移りたいと思います。

議題2は「くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」でございます。

それでは県より説明をお願いします。

漁業調整課： 資料2により説明

議長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案のとおり答申することといたします。

次に議題3に移りたいと思います。

議題3は「くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」でございます。

それでは県より説明をお願いします。

漁業調整課： 資料3により説明。

議長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： 令和2、3年を見ると後半にかなり多くなっているように思う。それと回遊魚なので太平洋側と紀伊水道側で漁模様が変わってくるんですけど、前半に枠をってしまうと後半の分がなくなってしまいますよね。配分案について過去もそうだと思うんですけどバランスがとれてないように思う。

漁業調整課： 一応過去5年分をみて配分した数字にはなっていますが、漁模様は黒潮の当たり具合等でも大きく変わってきます。漁船漁業の配分量のうち4～6月に消化できなかった分は繰り越しができるのである程度後半に余裕ができると考えています。とはいえ今漁期は後半に枠を消化してしまったので採捕を停止してしまいました。なお昨年漁期は前半で一回採捕停止命令をかけて、再開して再度停止してというかたちになっていますので、この2漁期をみても今のままでいけばどこかで採捕停止命令がかかる。ある程度の追加配分を含めてということになるんですが、もう少し前半の配分を少なくした方がいいというご意見でしょうか。

委員： 難しいんよな。紀伊水道でも海部でも10月はよく獲れていたと思うんですけども、令和4年の案でいくと肝心なときになくなるんじゃないかと思う。追加がなければ。

委員： 昔からの縄と釣りとの漁期の違いがあるが、7～9月の3トンはほぼ消化はしないだろう。10年くらい前であれば養殖用の稚魚を採捕するためにここを厚くしてほしいというのが県南の思いだったけど今はほぼ商売にならない。秋になったら伊島から内側の縄の漁期が先になって、縄で残った分を県南の漁師が釣るようになる。それと春の4トンは3月中旬から4月中旬にかけて残った分が海部の沖に回遊してくる。昔だったらこの時期に20～30トン揚がる。今は隻数も減ったし釣り漁業として小型魚で生計が成り立つことはない。漁として採算性がない。縄は混獲として獲っているからいけている。配分のいきさつはこんな感じだろうと理解している。県南で実際に水揚げが多いのは3～4月と秋の10～12月にかけて。秋の漁については7～9月の枠が余るだろうということでこういう配分になっている。

局長： 先ほど説明にあったように、これに加えて例年であれば5月以降に追加配分が来ますのでそれで帳尻を合わせていく。10～12月のところに追加配分を加えるということを前提に当初配分案をお示しさせていただいております。

また令和2年漁期のように漁期が始まったばかりの5月に採捕停止をかけるということになると、まだまだ全体の枠はあるのに止めないといけなくなってしまいます。ですから残った枠は繰り越せるということもありますので、前半に多めに配分させていただいているというところです。

委員： 前半の4トンも漁があれば昔だったら3日でなくなる。道具を準備している間に終わってしまうくらいの量。

漁業調整課： 先ほども言いましたが5月の追加配分でどれくらい来るかはまだ示されてはいないのですが一応例年どおりと予測されます。追加配分があった際には4月からの漁模様もみながら改めて配分についてお諮りさせていただければと思います。

議長： ほかに無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案のとおり答申することといたします。

次に議題4に移りたいと思います。

議題4は「種苗用ぶり稚魚の特別採捕許可に関する処理方針の変更について」でございます。

それでは県より説明をお願いします。

漁業調整課： 資料4により説明。

議長： 説明は以上のおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： ちょっと教えてほしいのですが、ハマチの資源が多いのにもじゃこが獲れなかったのは時期がずれたということですか。

漁業調整課： その可能性はあるとは聞いていますがそれだけが原因ではないと思います。水研が調査しているのですが魚が大きかったり流れ藻が少なかったというのものもあるかもしれません。時期についてはある程度前倒しできるようになります。

委員： 通常であれば産卵期は段階的になっていて、最初に生まれた稚魚が捕れなくても次のやつで尾数が確保できたり、足らなくても遅れて生まれた稚魚で確保できた。養殖業者は一番仔の方が成長率もいいし良い魚ができるというんやけど。昨年は口が開く前から割と魚はいると報告を受けていて、実際に魚はおったんやけど自分たちが思ったよりも魚が大きくて、通常の網では捕れんくらい成長していた。魚はおるんやけども捕れないと。それで網をこしらえ直したけど間に合わなかったという状況です。多分、九州も高知も最初の報告は良かったんやけど、次の魚ができなかった。一番仔はものすごくおって、目の前に一回で満船するくらいのものが見えているのに大きくなりすぎて通常の網では捕れなかったというのが実態のようです。時期を早めるという話もあるんやけど、港の中の水温が上がっていないので餌に付かないという問題があって時期を早めるだけは解決しない。という訳で時期を早めてもらうのはいいんやけどそれだけで解決する問題ではない。

議長： ほかに無いようでございますので、本件につきましては原案どおりで回答することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： ご異議なしでございますので、本件につきましては原案どおりで回答することといたします。

次に議題5に移りたいと思います。

議題5は「宝石さんごの採捕に係る委員会指示について」でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料5により説明。

議長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては原案どおりで委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： ご異議なしでございますので、本件につきましては原案どおり委員会指示を発出することにいたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題6「知事許可漁業の許可方針の改正について」、それから議題7「知事許可漁業の申請期間について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業調整課： 資料6，7により説明

議長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案
どおりで異議のない旨答申することといたします。

議長： 議事は以上ですがその他何かございませんでしょうか。

議長： それでは特に無いようですので以上をもちまして第353
回徳島海区漁業調整委員会を終了いたします。
長時間のご審議お疲れさまでした。

以 上